

# 市民参加協力

## 国際協力を日本の文化に

### 途上国の現状や開発問題を知ってもらうために

日本のODAの特徴のひとつに、日本の市民が直接協力に関わる機会が非常に多いということがあげられます。これまでも、さまざまな専門性を持つ市民が専門家やボランティアとして開発途上国の現場で活躍し、地方自治体、大学、民間企業などが開発途上国からの研修員を受け入れ、NGOも独自の視点で国際協力活動に参加しています。

JICAは市民による国際協力活動の支援と日本国内での国際協力への理解と関心を深めるために、さまざまな取り組みを行っています。

### 全国の国内機関を拠点に

JICAには全国に17の国内機関があり、東京・広尾にある「JICA地球ひろば」をはじめとし、各地域で国際協力への関心を高める活動を行っています。都道府県の国際交流協会などに配置しているJICA国際協力推進員は、JICAの窓口として地域と連携しながらイベントやセミナーを開催し、国際協力への相談を行っています。

2009年6月にはJICA中部「なごや地球ひろば」を開設しました。国際協力の経験を持つ「地球案内人」のガイドにより、「見て、聞いて、触って」体験できる展示を通じ、開発途上国の現状や地球規模の課題を市民に体感していただけます。



地球ひろば体験ゾーンを見学する生徒と地球案内人



グローバルフェスタ



ワールド・コラボ・フェスタ(毎年JICA中部が地域のNGOと共催で実施)

JICAの「地球ひろば」では、エスニック料理などが味わえるカフェや、フェアトレード商品も販売されています。セミナーや報告会などにも最適な貸し出しスペースも併設し、市民による国際協力の活動や成果を発信する場として活用されています。

日本の市民にとって国際協力がごく当たり前のこととして、日本の優れた文化のひとつになるようさらに活動を深めていきます。

### 「JICA中部 フェアトレード・カレッジ 2009」

2010年秋に名古屋市で開催予定のCOP10(生物多様性条約第10回締約国会議)を控え、学生を中心とした一般市民グループが、名古屋市を環境や人にやさしいフェアトレードを推進する都市「フェアトレードタウン」として登録しようという動きが活発化しています。

JICA中部では、フェアトレードを通じた国際協力への関心、参加促進のため、2009年10月から翌年2月まで、地域の市民団体や学生と協働して連続講座「JICA中部フェアトレード・カレッジ2009」を実施しました。初心者向けの入門セミナーから、フェアトレード・ファッションショー、トークショーなど、いずれも大盛況でした。メディアにも多数取り上げられ、参加者は延べ500人を超えました。

来場者からは、「フェアトレードを通じて国際協力をとても身近なものに感じることができた、これから自分ができることをやりたい」といった声が寄せられました。今後も多くの市民が、地球的規模の課題を自分のこととして認識し行動を起こす機会を提供するため、幅広い市民層への取り組みを進めていきます。

## 開発教育支援事業

JICAは開発途上国で得られた「知見の還元」や、自分でできることを「考える機会の提供」を目的として、開発教育支援事業を行っています。特に、学校教育現場での取り組みに力を入れており、ボランティア経験者を教室に派遣する「国際協力出前講座」（毎年約2,000回実施）や、国際協力に関する作文コンクール「国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」（応募数約7万件）などを行っています。また、開発教育に関心のある教員を対象に「教師海外研修」、「開発教育指導者研修」を実施し、海外での国際協力の現場に触れる機会も提供しています。

### 国際協力出前講座

#### 生徒主体の取り組みへ発展

秋田市立秋田商業高校では、週1回出前講座を実施、生徒にJICAの国際協力経験者の生の声を伝えています。生徒たちが主体となって開発途上国に物品を送り、国際協力に関する本を発行するなどの活動が行われており、(財)国際教育交流馬場財団による「国際理解教育奨励賞」を受賞、県外からも注目を集めています。



### 国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト

開発途上国とのつながりを知るきっかけに——エッセイコンテストに入賞し、マレーシア研修旅行に参加した生徒(高校1年生)の感想文(抜粋)

「普段の生活と比べると便利とは言えないが、自然そのものの豊かさを身に染みて感じた。一方で、次々自然破壊が

進んでいると思うと、本当の豊かさとは何かと考えさせられた。彼らから学んだ心の豊かさを伝え、守っていくよう努めることが、私からの恩返しだと感じた。ソン校訪問では、心配だった言葉の壁も笑顔が消してくれた。相手を理解しよう、受け入れようという思いがあれば、心の扉は開く。今回の研修は、自分を見つめ今後のあるべき姿を教えてくれた、かけがえのない財産となった。また交流を経てこそ、その先にすべきことが見えてくる。今その第一歩をここから踏み出したことは、喜びであり、私の誇りでもある」(略)

これらの体験を通じて、その後青年海外協力隊員やJICA職員として活躍する人もでています。



### 教師海外研修

#### 国際協力活動の広がり

富士市立吉原商業高等学校の教員が、研修でマラウイを訪問したのをきっかけに、同校と地元NGOとが運営する「吉商本舗」で、生徒たちが現地の子供が見つけた民芸品をフェアトレード商品として販売。その収益で、マラウイにHIV検査施設を設立。HIVの感染予防や早期発見に貢献しています。



ビーズアクセサリーを作るマラウイの子どもたち

そのほか、総合的な学習の時間に国際理解教育を実践する、教材の作成、教員同士のネットワークを立ち上げるなど、各地でさまざまな取り組みに発展しています。

### 開発教育指導者研修

#### 地域の課題解決にも貢献

神奈川県には、全国の在留カンボジア人の6割が住んでいます。研修で、多文化共生という地域の問題を授業で取り上げた学校をはじめ、カンボジア人児童・生徒が在籍する学校の教員を軸に、学校間の交流も行われました。また、カンボジア人への支援団体、在留カンボジア人などと、教員、JICAのネットワークも構築されました。

研修での経験を活かし、現職教員特別参加制度を利用して青年海外協力隊として派遣された教員も多くいます。



指導者研修(横浜)



研修後の実践授業の様子



# NGO等との連携

## 国際協力の新たな担い手と連携

2015年のミレニアム開発目標(MDGs)や、開発途上国での「人間の安全保障」に取り組むために、NGO(Non-Governmental Organization:非政府組織)との連携がますます重要になっています。NGOは、政府や公的機関のサービスが行き届いていない地域住民のニーズに柔軟、迅速に対応できる強みと経験、知見をもっています。特に教育、保健医療、コミュニティ開発支援や、平和構築・復興支援の分野で、NGOとの連携が効果的なODA事業の実施のために欠かせないものとなっています。JICAではさまざまなかたちでNGOとの連携の取り組みを行っています。

### 草の根技術協力事業

－海外での国際協力活動の共同実施－

草の根技術協力事業は、国際協力の経験や実施する意志のある日本のNGO、市民団体、大学、地方自治体や公益法人などが、これまで培ってきた知見や経験を活かした提案に基づき、開発途上国の地域住民に役立つ事業をJICAと共同で行うものです。2009年度は190件の事業を世界46カ国で実施しました。



女性による野菜共同生産・出荷を通じた農村振興(NPO法人国際ボランティアセンター山形)  
(左)契約ホテルに出荷する様子 (右)女性組合員の定期会合の様子

### NGO-JICAジャパンデスク

－現地の日本のNGOの活動を支えるために－

開発途上国での日本のNGOの活動を支援するため、現在24カ国に「NGO-JICAジャパンデスク」を設置しています。日本のNGOの草の根技術協力事業などでの活動に有用な、現地の法律・制度や社会情勢、現地NGOの活動状況などの情報を提供したり、各種相談に対応しています。

### NGOの人材育成・組織強化支援

－人材育成・組織強化を通じ、より質の高い国際協力事業を推進－

国際協力活動を行うNGOや市民団体の活躍を支援するため、JICAはプロジェクト管理手法の研修(NGO、地方自治体、大学等における国際協力担当者のためのPCM研修)、人材育成を通じ、団体の組織強化を支援する研修(組織力アップ!NGO人材育成研修)や専門知識を有するアドバイザーの派遣(NGO組織強化のためのアドバイザー派遣)などの支援プログラムを実施しています。2009年度は、286人が研修に参加し、24団体にアドバイザーを派遣しました。

### NGO-JICA協議会

－対等なパートナーシップに基づく連携のために－

NGOとの対等なパートナーシップに基づくより良い連携を進め、相互理解を深めるには、「対話」が重要です。JICAは、本部、在外事務所、国内機関で、それぞれの地域や課題についてNGOと意見・情報交換を行っています。また、年4回「NGO-JICA協議会」を開催し、双方の関心事項や連携促進に関する協議や、情報共有を行っています。

### 国内での連携

－開発途上国への市民の共感を育むために－

国内でも、JICAはNGOとの連携を図っています。日本のNGOは日本の市民や地域とのつながりのもとで活動していることに特色があります。この特色を活かして、NGOの活動経験や情報を日本でのさまざまな市民イベントや開発教育/国際理解教育の場で発信してもらうことで、途上国への理解や共感を深めることができます。JICAは全国17カ所の国内機関を中心に国内活動としてNGOと連携を図っています。

(P.148「市民参加協力」もご参照ください)

## 世界の人びとのためのJICA基金

### －市民の寄付金を活かす－

市民が気軽に国際協力に参加できるよう、JICAは「世界の人びとのためのJICA基金」を設置し、市民からの寄

付金を受け付けています。寄付金は、開発途上国で活動するNGOなどの市民団体による事業に活用して、現地の人々の生活改善、医療や教育の向上、環境問題の解決のために役立てています。2009年度は12事業に対し本基金を活用しました。

#### 事例

### 住民自身による地域の保健環境改善を支援

#### フィリピン・パヤタス地区における地域型保健事業及び生計向上事業(草の根技術協力事業・パートナー型)

#### 持続的な保健環境改善システムを作り上げる

フィリピン・マニラ首都圏ケソン市郊外に位置するパヤタス地区には、フィリピン最大のごみ処分場があり、ここでは、再利用できる資源を回収し、販売することで生計を立てている多くの人々がいます。しかし、その収入は1日平均100ペソ(約200円)と最低賃金の1/4程度に過ぎず、また、ごみ処分場という劣悪な生活環境にあるため、住民の多くは皮膚病や呼吸器系疾患、感染症などによる健康被害に苦しんできました。

そこで、このパヤタス地区で1996年から活動を行ってきた認定NPO法人アジア日本相互交流センター・ICAN(略称「アイキャン」)事務局(愛知県名古屋市)は、現在草の根技術協力事業を通じて、研修によって保健知識を得た住民(コミュニティヘルスボランティア)とともに診療や保健教育、結核対策、乳幼児の預かり保育などを行っています。またこれらの活動が住民によって継続されていくように、地域で協同組合を作り、収益を保健活動にあてるシステムを作りました。これにより、地域の劣悪な保健環境が、住民の手によって持続的に改善されています。(期間:2007年11月～2010年10月)

#### 広がるNGOとJICAの連携

このようなフィリピンでのJICAとアイキャンの連携は、これまでにJICAが主催する「教師海外研修」や「フェアトレードイベント」、「国際協力カレッジ」、「地域のNGOの『広報力』を高める研修」や「組織力アップ! NGO人材育成研修」、そしてアイキャンが主催する「ミンダナオの平和を願うシンポジウム」や「絵手

紙プロジェクト」、国内報告会などにおける連携・協力・参加という形でさらに強まっています。2010年度には、外務省NGO相談員であるアイキャンとJICAの国際協力推進員や青年海外協力隊との連携も始まり、国を越えた課題に対して、地域の人々が地域で行動するためのスペースを拡大しています。



研修を受けた住民たちが地域の保健活動で活躍

# 民間連携

## 経済成長を支える新しいパートナーシップ

開発途上国の持続的開発の需要やインフラ開発の需要は膨大で、ODAのみでは対応が難しい状況です。そのようななか、民間セクターの活動と連携することで、より効果的な開発支援を行うことが期待されています。

また、開発途上国における民間企業のビジネスが、雇用創出や人材育成、技術力向上などの開発効果をもたらすため、開発途上国の経済成長や持続的な社会発展の実現においても、民間企業の活動が重要になっています。環境・気候変動、食料、資源などのグローバルな問題の解決に向けても、民間セクターの役割はきわめて重要です。2008年5月の第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)でも、アフリカの成長における民間貿易・投資の重要性が指摘されています。

2008年の世界的な金融危機を受け、開発途上国への民間投資が鈍るなか、ODAに民間資金を呼び込む触媒機能がいつそう求められています。具体的には、開発途上国の社会・経済インフラの開発や投資関連の法制度整備、人材育成などをはじめ、ハード・ソフト両面における民間企業のビジネス・投資環境整備、民間企業による開発事業の

### 民間経済団体からの各種提言・意見書で出されている要望

(社)日本経済団体連合会、(社)関西経済団体連合会、(社)経済同友会、日本商工会議所などの経済団体が行う政策提言活動には、JICAの業務に関する提言、要望を含むものも多くあります。なかでも、多く寄せられているものは、以下のような事項です。JICAはこれらを真摯に受け止め、改善のための取り組みを行っています。

- ①ODA予算の拡充
- ②JICAの機能強化、業務改善に関するもの
  - ・海外投融資の早期再開
  - ・円借款の迅速化、本邦技術活用条件(STEP)の適用拡充
- ③JICA(又はODA一般)の官民連携強化に関するもの
  - ・広域インフラ/PPPインフラ推進(計画策定、案件形成、インフラ・ファンド等)
  - ・ソフト面のビジネスインフラ整備(人材育成、法整備やEPAの支援等)
  - ・BOPビジネス支援
  - ・日本の優れた技術普及のためのODAの戦略的活用
- ④日本政府の政策、戦略ツールとしての機能強化に関するもの
  - ・アジア経済成長戦略支援、アジア総合開発計画への協力(地域経済統合推進、調査・研究、インフラ等個別案件形成)
  - ・低炭素社会実現に向けた協力推進

リスク分担などといったものです。民間経済団体からも各種提言や意見書によりさらなる連携強化を求める声が高まっています。これらをつまみ、JICAとしても開発効果を増大し、成長の加速化を図るため、ODAと民間活動が有意義なパートナーシップを構築するために、民間企業、産業・経済団体、業界団体などと日常的に意見交換を行っています。

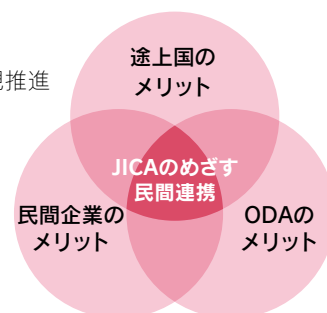
## 民間企業の開発途上国における活動との連携

JICAは、民間連携に関する下記の基本方針のもと、開発途上国のビジネスの周辺環境整備を目的とした協力や、政府と民間が役割を分担しながら社会資本の整備や公共サービスの充実・向上を図る「官民パートナーシップ」(Public-Private Partnership: PPP)によるインフラ事業の支援を進めています。また近年、日本企業による開発途上国の貧困層(BOP層)が抱える開発課題の解決に資するビジネス<sup>\*</sup>や、開発途上国での社会貢献活動に取り組む例が増えています。JICAはそうした流れを踏まえて、ODA事業と民間活動との連携を検討・実施しています。

※世界に40億人存在するといわれる、貧困層の人々(Base of the Pyramid: BOP)を消費者、被雇用者および生産者等として対象とするビジネス。

### JICAの民間連携に関する基本方針のポイント

- 民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、スピード感を持って、開発途上国における民間企業の活動環境を整備・支援することで、開発途上国・民間企業・ODAがwin-win-winの関係になることを目指します。このため、以下を推進します。
- 1.各業務のなかで民間連携の視点を強化する制度づくり
  - 2.民間企業・団体とのコミュニケーションの強化とニーズの把握
  - 3.民間連携推進の環境整備
  - 4.個別の民間連携案件の実現推進
  - 5.広報での連携





## 2009年度の活動

### (1) 民間連携案件事例

#### ● 企業活動の周辺環境整備支援事業

カンボジア シハヌークビル港多目的ターミナル整備事業

港湾整備を通じてカンボジアの産業発展と同時に民間企業の活動を側面支援

JICAは、カンボジアで唯一の大水深港であるシハヌークビル港の多目的ターミナルの建設を支援しています。港の貨物取扱能力を上げ、貿易を促進すると同時に投資環境を整備することで、カンボジアの経済成長に寄与することが期待されています。

多目的ターミナルの計画設計段階の調査(協力準備調査)において、使い勝手のよいターミナルとなるように、ターミナルを使用する予定の民間企業のニーズをくみ上げその結果を反映し、より大型の船舶の入港・停泊が可能な規模の埠頭、ヤードの整備を行うことになりました。

民間企業の進出に不可欠な本格的な港湾インフラが整備されることで、日本企業をはじめ民間投資の増加が期待されます。また、港のオイルサプライベースの整備により、日本企業も参画している油田開発事業の促進も図られます。



#### ● 企業CSR活動との連携

ガーナ HIV/エイズ教育促進共同プロジェクト  
JICA and Sony For the Next Generation in Ghana 2009

JICAとソニー(株)は、FIFAコンフェデレーションカップ開催に合わせ、JICAの支援のもとで、ガーナの政府関係機関が開催する「マスメディアを通じたエイズ教育プロジェクト」のHIV/エイズ啓発・

教育イベントで、共同プロジェクトを実施しました。

ソニーが社会貢献活動のために提供した200インチ大型映像装置を設置し、テレビを見る機会のない地方の子供や若者たちに、試合の中継上映(パブリックビューイング)を行いました。

これにより、いままでのおよそ2.5倍の約9,000人もの方が参加しました。イベント会場に設置されたHIV/エイズのカウンセリングと検診にも、従来の3倍の約1,100人が訪れてHIV検査を受診するなど、JICAの支援事業への大きな効果がありました。

#### ● 研修事業における連携

大阪センター アジア地域太陽光発電導入のための基礎研修

JICAは、太陽光パネルメーカーや太陽光発電装置を設置するハウスメーカーが数多くある関西地域の特色を活用するため、(社)関西経済団体連合会と連携し、開発途上国の代替エネルギーや省エネ担当の行政官を対象に、太陽光発電に関する研修を実施しました。研修では、関連企業の現場視察などを行い、企業の取り組みと太陽光発電産業が日本の政策にあわせてどのように成長してきたかを紹介し、自国に適した太陽光発電導入・普及計画づくりを支援しました。最終日には研修員が「日本で学んだことを自国でどのように活かしていきたいか」を発表し、日本企業との意見交換も行いました。

#### ● JICAの協力事業の実施を前提として行われる準備調査

インドネシア 官民協調インフラ事業準備調査

インドネシアでは、1997年のアジア通貨危機以降、インフラ投資額がGDP比2%まで落ち込み、その後も2~3%程度の低い水準で推移、近隣諸国と比べて後れをとっています。このような状況からインフラ投資に必要な環境整備

を進める必要性が高まり、同国は官民協調(PPP)によるインフラ整備を推進するための政策作りを進めています。

PPP方式によるインフラ整備を支援するために、JICAはPPPインフラ整備事業を取り巻く環境の整理、道路/上水道分野の動向、現在進捗中の事業の課題などを取りまとめ、必要な技術支援について検討するための調査を実施しています。本調査は、全体構想の第1フェーズに位置づけられ、同国によるPPP案件認定の評価基準に基づき、PPPインフラ整備事業をリストアップし、第2フェーズでは、リストの中から優良なPPPインフラ整備事業を対象にフィージビリティスタディを実施することを予定しています。

### (2) BOPビジネスとの連携に関する調査研究

JICAでは2009年7月に「本邦企業のBOPビジネスとODA連携に係る調査研究」を立ち上げ、BOPビジネスと連携するための方策はどうあるべきか、日本企業の開発途上国でのビジネスの現状や他国の支援制度枠組みなどについて、有識者による研究会や調査・研究を行いました。

本調査研究の一環として「BOPビジネスの可能性とJICAとの連携」をテーマに、2010年1月に東京・大阪で公開セミナーを開催し、多数の民間企業やNGO関係者などの参加を得ました。これを踏まえ、2010年度はJICAとしての具体的な取り組みを強化していく方針です。

### (3) 協力準備調査(PPPインフラ事業)

開発途上国でのPPPインフラ事業の促進を図るため、民間企業の発案による事業形成調査を支援する協力準備調査(PPPインフラ事業)の制度設計を行い、2010年3月に公示しました。

# 移住者・日系人支援

## 高齢者福祉、人材育成に重点を置いて移住者・日系人を支援

### 移住先国の環境の変化と課題

現在、北米・中南米を中心に全世界で290万人を超える移住者・日系人が生活しています。彼らは政治、経済、教育、文化など、さまざまな分野で活躍し、移住先国の発展に寄与するとともに、日本との「懸け橋」となって二国間の関係緊密化に重要な役割を果たしています。

JICAは、戦後の国の政策によって中南米などへ渡航した移住者に対し、移住先国への定着と生活の安定を図るため、移住投融資事業（土地購入・営農資金などの貸付）や入植地事業（土地の造成・分譲）、基盤整備事業（農業生産、生活環境、医療衛生、教育）を実施してきました。

しかし、時の流れとともに新たな移住希望者が減少する一方で、移住先国における日系社会の成熟や世代交代といった環境の変化が生じてきました。移住者一世の高齢化、出稼ぎによる日系社会の空洞化・脆弱化、日系人のアイデンティティーの喪失といった問題が生まれ、また、日本国内に在留する日系人は医療保険や年金の未加入など社会保障問題のほか、子弟の日本語能力不足による不就学という教育問題にも直面しています。

### 主な事業と取り組み

移住者・日系人が抱える課題に対応するため、JICAでは次のような支援を行っています。

#### 知識普及

2002年に横浜市に開館した海外移住資料館では、海外移住の歴史や日系社会の現状などに関する資料の常設展示や企画展を実施しているほか、ホームページを通しての情報提供も行っています。広く一般の人々、特に次代を担う日本の若い世代に、海外移住の歴史や移住者とその子孫である日系人への理解を深めてもらうことを目的としています。

#### 移住先国での支援

##### ■ 営農普及

営農技術の向上のため、ブラジルからの農業専門家の派遣、ブラジルでの先進地農業研修、農協職員の実務研修を実施するとともに、農業研究グループの育成などを助成しています。

##### ■ 医療衛生対策

パラグアイ、ボリビアにある5つの移住地診療所とブラジルのアマゾン病院長の運営、ブラジルの巡回診療を助成しています。また、高齢者福祉・医療への要望が高いドミニカ共和国、パラグアイ、ブラジルでは、健康診断、介護などに関する事業を助成しました。

##### ■ 教育文化対策

日本語教育対策として、現地日系日本語教師の養成・確保のため、教師合同研修会、教師謝金、教材などの購入、現地日本語教師の第三国研修、ブラジル日本語センターの日本語調査研究などを助成しています。ブラジルのサンパウロで開催されている汎米日本語教師合同研修会（第三国研修）には、2009年度は30人が参加しました。

##### ■ 施設などの整備

2009年度は、ボリビアの移住地診療所に対する医療機器購入、アルゼンチンの高齢者施設等の整備を助成しました。

#### 移住者子弟の人材育成

##### ■ 日本語学校生徒研修

北米、中南米諸国の日系団体が運営する日本語学校に通う日系人子弟を日本に招き、公立中学校への体験入学やホームステイなどを通して、日本の文化・社会への理解を深める機会を提供しています。2009年度は39人を受け入れました。

## ■ 日系社会リーダー育成事業

日本の大学院に留学する日系人に対する側面的支援として、滞在費、学費などを支給しています。2009年度の新規受け入れは9人でした。

## 日系社会と地域社会への支援

中南米地域の日系社会で、移住者や日系人の人々とともに生活し、日本語教育や保健、福祉などの分野で協力する青年やシニアのボランティア(日系社会ボランティア)を派遣しています。2008年度には新たな支援策として、日本国内の国公立学校の教員をブラジルの現地政府公認校へ派遣する「現職教員特別参加制度(日系)」を創設し、

2009年度は11人の教員を初めて長期(2年間)派遣しました。帰国後は、その経験を活かし日本国内での日系人子弟により適切に対応できる人材としての活躍が期待されています。

さらに、大学、地方自治体、公益法人などの提案により、中南米諸国から日系研修員を受け入れて、各国の国づくりと、国を越えた交流の促進を図っています。2009年度は130人を受け入れました。

## 事業資金の貸付

移住者や日系団体への貸付は2005年度に終了し、現在は回収のみ実施しています。

## 事例 高齢者福祉に対する取り組み

**日系社会の高齢化が進む南米。JICAは、高齢者福祉という課題に重点を置いて、各国で支援を行っている。**

### 第1回「南米日系社会高齢者対策福祉事業セミナー」の開催

各国の日系社会では、さまざまな高齢者福祉対策事業が実施されている。こうした各国での活動状況を幅広く共有し、互いに活かすことを目的とした初の国際セミナーが、2010年3月にブラジルのサンパウロ市で開催された。サンパウロ日伯援護協会が主催(JICA助成)した、この「南米日系社会高齢者対策福祉事業セミナー」には、ブラジル、アルゼンチン、ポリビア、パラグアイなどから関係者56人が参加し、各国の事業内容

を報告するとともに、団体間のネットワーク化についても提案・賛同がなされた。

### 事業形態を組み合わせた高齢者福祉支援(パラグアイでの取り組み)

戦後の集団移住が多く行われたパラグアイの日系社会においても、65歳以上の人口比率が14%(2006年)に達し、高齢化が進んでいる。これに対して日系社会全体で2008年度から「パラグアイ日系社会高齢者福祉対策事業」を実施しており、JICAは、助成金交付事業、日系社会ボランティアの派遣、日系研修員受け入れの3つの事業形態を組み合わせた支援を行っている。

2009年度の具体的な活動は、①日系高齢者(65歳以上)を対象とした健康診断(対象者375人)、

②高齢者福祉に従事する介護指導者などを対象とした全パラグアイ合同研修(参加者159人)、③高齢者福祉ボランティアを対象としたブロック別研修(参加者延べ294人)、④視聴覚機材の整備と活用、などであった。

JICAは、日系社会の自助努力も促しつつ、これ

らの活動を助成し、また活動を技術面からサポートする日系社会青年ボランティア(3人)、シニア・ボランティア(1人)を派遣した。さらに、同国で中堅として活躍が期待されている介護関係者2人を日系研修員(高齢者福祉におけるデイケアサービスコース)として日本に受け入れ、石川県立看護学校で技術研修も実施している。

各地とも例年低調だった高齢者の健康診断だが、2009年度には、高齢者の受診率が79%にまで達した移住地もあり、今後さらなる活動成果が期待される。



ブロック別研修。高齢者福祉ボランティアを対象にレクリエーションの進め方などの研修を行った  
(撮影:友利陽子 2009年3月)



健康診断を受診する高齢者  
(撮影:友利陽子 2009年2月)



サンパウロ市で開催された第1回「南米日系社会高齢者対策福祉事業セミナー」での高齢者施設「憩の園」の視察(写真提供:サンパウロ日伯援護協会)



# 人材養成・確保事業

## 将来の国際協力を担う人材を育てる

### 裾野の拡大と中長期的な育成

国際協力の現場では、高度化、多様化する援助ニーズに的確に対応できるプロフェッショナルが求められており、JICAでは、求められる人材の確保・養成のためにさまざまな取り組みを行っています。特に分野、地域によっては、人材のリクルートが困難なものもあり、人材養成事業を通じた能力強化や、将来に向けて国際協力を担う人材の裾野拡大、中長期的な育成を行っています。

具体的には、即戦力となる人材の能力をさらに高める「能力強化研修」や「国際協力人材（専門家等）赴任前研修」、中長期的な人材養成を目的とした「ジュニア専門員制度」や「海外／国内長期研修制度」などを実施しています。大学院生を対象に「インターンシッププログラム」も実施し、こうしたプログラムに参加した人材は、広く国際協力の現場で活躍しています。

また、JICAでは、国際協力キャリア総合サイト「PARTNER」を運営し、国際協力の世界で活躍を目指す方々のためさまざまな情報を発信しています。

## 事業の内容

### 1. 人材の確保

#### (1) 国際協力専門員

開発途上国の多様なニーズに応える豊富な経験と高度・広範な知見を持つ国際協力のプロとして、また各開発課題のスペシャリストとして、JICA事業の質の向上に大きな役割を果たしているのが国際協力専門員です。国際協力専門員は、開発途上国での派遣専門家などの活動にあたる海外業務と、JICAの各種事業に対し、計画策定、事業実施、案件評価に関する助言を行うシニアアドバイザーとしての国内業務とをローテーションで行い、国際協力の現場での知見の蓄積とフィードバックを担っています。国際協力専門員は広く一般から募集、選考しており、2009年度は86名（新規5名、継続81名）の委嘱を行いました。

#### (2) 特別嘱託

専門家を確保することが難しい分野、課題への人材確保のために、特別嘱託制度を設けています。本制度は、特別嘱託としての委嘱期間終了後に専門家としての派遣を希望する人材を対象に、1年を上限としてJICAの国内業務を行うものです。2009年度は、32人（新規15人、継続17人）の委嘱を行いました。

#### (3) 国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」の運営

「PARTNER」は、国際協力の世界で活躍を目指す方々と、国際協力人材を求める国際協力実施機関・団体の双方に役立つさまざまな情報の提供を目的としたall Japanの国際協力キャリア総合情報サイトです。2010年3月末現在、国際協力人材として8,359名が登録し、そのうち約60%の登録者が自発的にプロフィールを公開しています。また、国際協力を行っている486団体が「PARTNER」へ登録しており、2009年度は3,229件の求人情報と786件の研修・セミナー情報を掲載しました。このほか、メールによるキャリア形成に関する「PARTNERメール相談」、面談形式の「PARTNERキャリア相談」を実施しました（それぞれ128件、143件実施）。



PARTNERホームページ  
<http://partner.jica.go.jp/>

#### (4) 国際協力人材セミナーの開催

JICAをはじめ国際機関やNGOなどの活動を通じてキャリアアップを目指す方々を対象に、「国際協力人材セミナー」を実施しています。2009年度は、東京、北海道、名古屋で開催しました。本セミナーを通じて、国際協力分野で求められる資質や能力などを紹介するとともに、JICAや各機関・団体の事業動向などを分かりやすく解説しています。

## 2. 将来に向けた人材の養成

### (1) ジュニア専門員制度—若手人材の実務能力向上

開発途上国での活動経験と専門性を持ち、将来、国際協力分野での活動を希望する若手人材を対象にJICAの国内外の業務に従事する機会を提供し、実務能力の向上



現地技術者と意見交換するジュニア専門員

を目指します。期間は、国内外を合わせて計3年以内で、2009年度は、102人(うち新規委嘱が32人)が参加しました。

### (2) 海外・国内長期研修—専門分野の能力向上

専門家などの将来の開発援助の実務者を育成することを目的に、海外、国内の大学院(修士課程)で専門分野の知識、技術向上を目指す研修制度です。2009年度は77人に対し研修を行い、新規研修員の人数は、海外長期研修19人、国内長期研修15人でした。

### (3) 専門家養成個人研修

開発途上国で実務経験を持つ即戦力人材を対象に、高度な開発課題に対応するため、個別プログラムによる国内外の援助機関や教育機関等での6カ月以内の研修を行います。2009年度は、平和構築支援、気候変動、マイクロファイナンス、障害者支援などの分野で14人が受講しました。

### (4) インターンシッププログラム—国際協力を担う人材の裾野拡大

国際協力に関連する研究を行い、将来この分野で活躍することを志望する大学院生を対象に、国内外のJICA機関で1～4カ月の実習を行います。2009年度は、27人がインターン実習(公募型)を行いました。

## 3. 即戦力となる人材の育成

### (1) 専門家等赴任前研修—派遣直前のスキルアップとオリエンテーション

赴任前の専門家等に対して、新JICAの協力量針、業務内容、最新の援助動向、効果的な技術移転手法などの研

修を行います。2009年度は、12回実施し、350人が受講しました。

### (2) 能力強化研修—即戦力人材の能力アップを図る短期集中研修

特定の専門分野での技能や知識、語学力を有し、近い将来、専門家として開発途上国に派遣予定の方を対象に、援助同行に関する知識や実践的なスキルを身につける機会を提供しています。法整備支援、環境社会配慮、平和構築支援など、最近の援助ニーズを踏まえたテーマで実施しており、コンサルタントの方々の参加も増加しています。

期間は最長3週間程度で、2009年度は15コース(21回)を実施し、研修事業でのコース連携型と合わせ221人が参加しました。



専門家赴任前研修

### (3) UNHCR e-Centre連携研修

平和構築支援のみならず安全配慮が特に求められる業務に従事する人を対象に、UNHCR e-Centreと連携して安全管理研修を実施しています。2009年度は4コース(5回)を実施し、116人が参加しました。



能力強化研修

### (4) 在外事務所員などの研修—援助現場での分野・課題対応力強化のために

新JICAとしてより効果的、効率的な協力を行い、さらに現場強化に対応するため、海外のJICA事務所の勤務者やナショナルスタッフなどに対し、分野・課題対応力の強化などの研修を実施しています。2009年度は、赴任前の研修に166人、在外での研修に58人が参加しました。

# 協力準備調査

## 技術協力、円借款、無償資金協力の特色を活かした協力を策定

### 事前調査を機動的に行い、協力効果の高い事業に速やかに着手

協力準備調査は、協力案件の実施準備段階で「協力プログラム」の形成と個別案件の発掘・形成および妥当性・有効性・効率性などの確認を行う調査です。必要に応じて随時、外務省と協議して実施を決定し、適当と認められる場合には協力プログラムと個別案件形成のための調査をひとつの調査としてまとめて実施できることから、従来の個別案件ごとの調査方法と比べて、機動性・迅速性の面で大幅に改善されています。

この協力準備調査の実施により、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法の特色を活かして最

適な援助投入の組み合わせを検討・展開することが可能となり、それぞれの相乗効果が発揮され、開発効果の高い協力を実施することができるようになりました。

協力準備調査の目的は、大きく2つのタイプに区分されます。

- ①特定の開発課題の目標達成を効果的・効率的に支援するために、「どこまで協力するか、その目標」を設定し、「それを達成するための適切な協力シナリオ（協力プログラム）」を形成する調査
- ②個別の案件を発掘・形成し、その案件の基本事業計画の策定と協力内容の提案、当該案件の妥当性・有効性・効率性などを事前に確認する調査

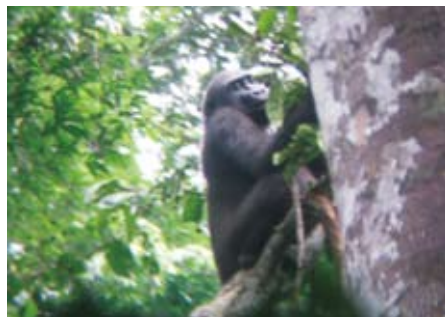
- ガボンでは野生生物と人間の共生を通じた熱帯林の生物多様性保全の調査を行っている。



ガボンの森林



国立公園内ネイチャートレール



国立公園で観察される樹上のゴリラ

- アマゾンの森林における炭素動態の広域評価  
1,000カ所以上の地上の森林・土地データと最新の衛星画像技術を使いアマゾンの広域な森林の炭素動態の評価技術の開発を目指す。



さまざまな角度から現状を把握する





## 事例 インドネシアで気候変動対策を効果的に実施する

日本政府は、気候変動対策に関する途上国支援の枠組みを定めた「クールアース・パートナーシップ」や「鳩山インドネシアタイプ」に基づき、インドネシアに対して円借款「気候変動対策プログラム・ローン(I)および(II)」を供与しています。JICAは、インドネシア政府が定めた「気候変動に対する国家開発計画」を推進し、実施中の円借款案件の効果をさらに高めることを目指して、2009年8～9月に「気候変動対策支援協力プログラム準備調査」を実施しました。この調査では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法を統合した協力プログラムの目標設定、目標達成のためのシナリオ、今後形成すべき個別案件の検討が行われました。

さらに、インドネシア政府の関係機関と協議を重ねて、同国の気候変動対策に関する政策・現況分析、対応優先分野の設定、開発効果最大化のための最適なアプローチと具体的案件の検討にわたる一連の作業を実施しました。

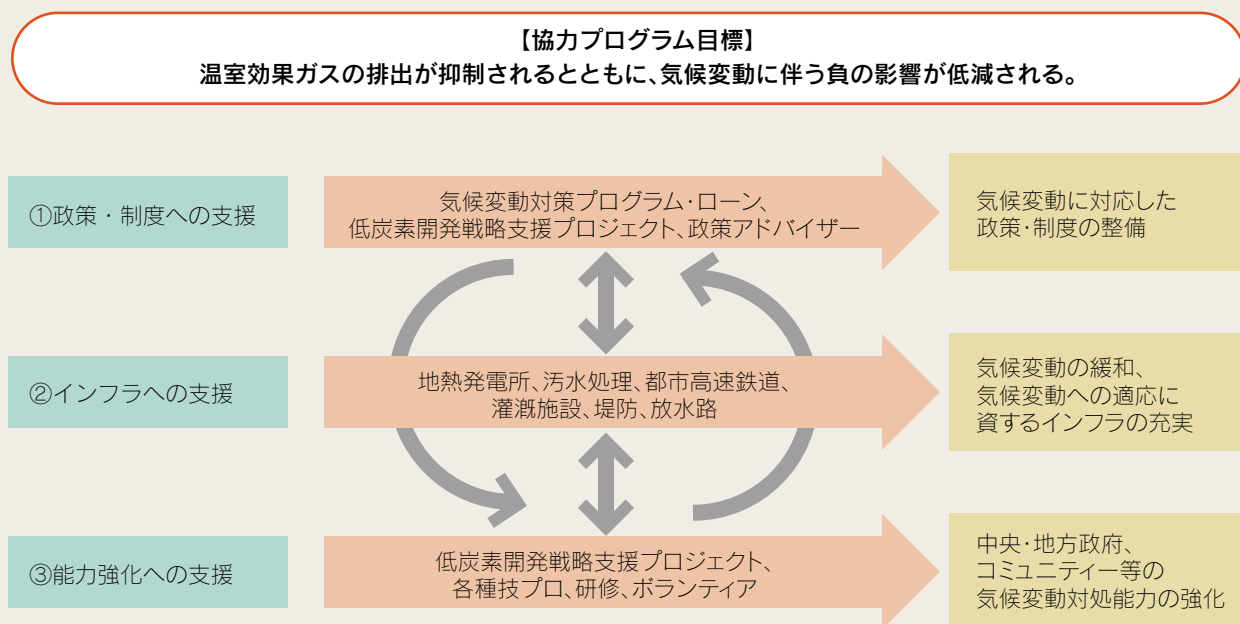
この結果、インドネシアの国家戦略・政策と個別プロジェクトとの整合性、個別プロジェクト相互の相乗効果などを向上させることが可能となり、気候変動対策支援に関してJICAが個別の案件調査をバラバラに分けて実施する場合と比

べ、戦略性と予測可能性が格段に高まりました。協力準備調査は、協力効果をより確実なものに、そして、インパクトをさらに拡大させる手法として、今後も重要な役割を担います。



インドネシアの熱帯泥炭に蓄積される多量の炭素は、急速な開発の進展を受けて膨大な量の二酸化炭素の放出源となりつつある

### インドネシア国「気候変動対策支援協力プログラム」概念図



# JICA-Net

## 時間と距離の制約を超えて、新しい形の国際協力を実現

### 遠隔地を結びつける通信技術を積極的に活用

JICA-Netとは、JICAが推進する遠隔技術協力事業です。遠隔講義・セミナーの実施、マルチメディア教材の作成、Webサイトを通じた教材の配信など、さまざまな情報通信技術を活用し、時間と距離の制約を超えてJICA事業の効率と効果、質の向上を図っています。

JICA-Netの誕生は、2000年に開催された九州・沖縄サミットに端を発します。その後、マルチメディア教材や遠隔講義・セミナーなどコンテンツの蓄積、テレビ会議ネットワークの海外拠点の拡大に伴って効果が認知され、JICA関係者のみならず、JICA事業に参加しているNGO・大学・自治体・企業など広く利用されています。

2009年度の実施件数は約5,200件(前年度比1,000件増)、年間接続時間は約8,600時間、遠隔セミナー・テレビ会議の参加者は64,000人を超えました。現在、日本国内では本部を含む19機関に、海外では計65カ国、89拠点にテレビ会議システムが設置されています。また、外部機関のネットワーク(例:世界銀行GDLN)を通して相互利用も行っています。

### 現地で評価される遠隔講義・セミナーの開催

JICA事業の効率と効果を高める手段のひとつとして、JICA-Netテレビ会議システムを使い、日本からの派遣が困難な有識者による遠隔講義や、複数国を同時につないだ地域ワークショップなどを実施しています。2009年度にアフガニスタン「教師教育強化プロジェクト(フェーズ2)」で実施した教員養成講座(物理実験教授法)では、日本にいる講師が現地の参加者に対し遠隔で指導を行い、ともに課題に取り組みました。参加者からは「新しい実習方法を学ぶことができた」「継続して実施して欲しい」など、大変好評でした。

### 充実する豊富なマルチメディア教材

マルチメディア教材とは、動画、写真、文書などさまざまなメディアをCD-ROMやDVDなどに記録したものです。JICA事業に関する知見をデジタル化し、開発途上国の方々やJICA関係者と共有するなど、主として、技術協力用の学習教材として活用することを目的に作成しています。これまでに開発したマルチメディア教材は約230件に及び、2009年度に制作した教材のひとつ「生物多様性の保全～JICAの取り組み～」では、日本ではあまり知られてこなかった生物多様性保全の現状・課題について、映像を使ってわかりやすく解説するとともに、JICAの世界各地での具体的な取り組みも紹介しています。

### Webサイトを通じて教材を配信

遠隔講義セミナーの指導案や資料、マルチメディア教材などのデジタルコンテンツをJICA-Netのホームページ(Web)上に蓄積し、世界中のJICA事業関係者間で共有・再利用する環境を提供しています。また、同じWebサイト上で遠隔技術協力の事例や利用方法を紹介することで、これらの効果的な利用も促しています。

(JICA-Net URL: <http://jica-net.jica.go.jp/index.html>)



アフガニスタンで実施した教員養成講座。物理教授法に関する授業が行われ、具体的なデータを用いた課題を与えられた受講生は、「時間をかけてゆっくと学習できた」また「新たな気づきを多く得た」という

# 日本センター

## 移行経済国でのビジネス人材を育成

### 2000年から8カ国に設置

日本人材開発センター（通称：日本センター）は、インドシナ地域や中央アジアなど市場経済移行国における人材育成の拠点として、2000年9月にベトナム（ハノイ市、ホーチミン市）とラオスに設置され、その後、カンボジア、モンゴル、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、ウクライナにも広がりました。現在、計8カ国に9つの拠点が置かれています。

### ビジネス人材育成を支援

日本センターでは、各国が急務とする経済活動を担うビジネス人材の育成を支援するため、「ビジネスプログラム」を活動の柱としており、これまでに累計65,000人以上に研修を行ってきました。このプログラムでは、主に中小企業の経営者やマネージャー、起業家などを対象に、



労務管理講義のグループワーク

日本的経営も含む経営管理やビジネススキル、工場現場の診断・指導など実践的な研修を実施し、現地の企業や経

済界から高く評価されています。研修受講者の中には、事業を大きく発展させた経営者や、研修で作成方法を学んだビジネスプランを基に事業を立ち上げた起業家もいます。

### 日本との交流拠点として機能

日本的経営を学ぶには、その背景となる日本の言語や文化を知ることが肝要です。日本センターでは、「ビジネスプログラム」のバックアップとして、国際交流基金と連携した「日本語コース」も開設しています。同コースでは、一般市民にまで門戸を広げ、入門者から上級クラスまで各国の事情に沿ったメニューを用意して日本語教育を行っています。

また日本センターでは、相手国と日本の市民がお互いの理解を深めることを目的に、両国の文化、伝統行事、社会・経済状況などの情報を幅広く発信しています。近年は、日本の大学との交流や日本への留学支援に力を入れており、2009年は5カ国の日本センターで「日本留学フェア」を開催しました。

JICAは、大学等の教育機関、民間企業、NGO、政府機関、地方自治体等に日本センターを活動の場として活用してもらうことによって、日本センターが日本と相手国との協力・交流のプラットフォームとなることを目指しています。

## 事例 100万人の来館者を迎えたモンゴル日本センター

首都ウランバートルにあるモンゴル日本センターのビジネスプログラムには、従業員10人以上のモンゴル企業の15社に1社が参加するなど、高い人気を博しています。実践的な経営知識・ノウハウを伝える通常コース（6カ月）では、参加企業のなかから優秀企業を選び、集中的に指導を行う「モデル企業育成」事業を2008年度から開始し、人材の育成から企業の育成に発展してきています。日本語教育でも、日本語教師のネット

ワークづくりや技術向上、さらにラジオやテレビでの日本語講座を通じた地方への日本語普及にも取り組んでいます。2002年に相互理解の拠点として開設した図書室の来館者は年々増え、2009年7月にはモンゴル日本センターへの来館者数は100万人に達しました。これは、ウランバートル市の全人口に相当する人数です。



モデル企業育成事業による企業の診断指導



スーパーマーケットなどを営むアルタンツェツェグさんは、2003年にビジネス・プログラムを受講。店舗経営に活かす一方で、修了生の研究会の理事を務め、日本センターで学んだ知識の普及にも努めている（アルタンツェツェグさんの店舗）



# 災害緊急援助

## タイムリーで心のこもった支援を被災者へ

### 人的、物的な緊急援助活動

JICAは、海外で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に応じて日本政府の決定した緊急援助活動を実施しています。人的支援には、国際緊急援助隊 (JDR: Japan Disaster Relief Team) として、救助チーム、医療チーム、専門家チーム、自衛隊部隊の派遣があります。物的支援では、緊急援助物資の供与を実施しています。



崩壊建物での捜索活動



能力評価演習で負傷者を搬送する救助隊員  
※ 2009年3月にIEC(国連人道問題調整事務所)が主催する国際都市型捜索救助チームの能力評価を受検し、最高分類である「重(ヘビー)」級チームの認定を取得した

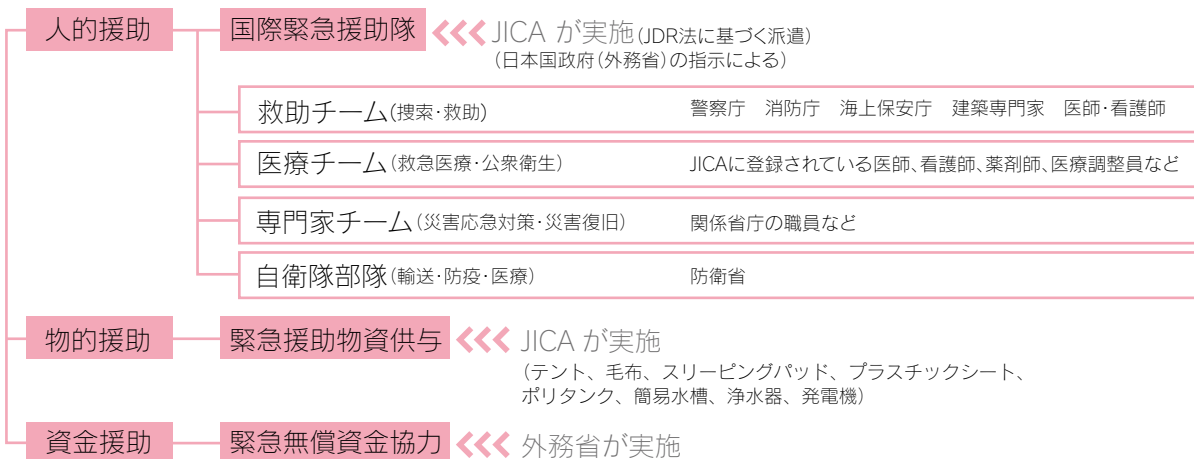
### 世界4拠点に物資を備蓄、迅速に対応

援助物資を被災地へ迅速、確実、大量に供与するには、事前に物資を調達して、少しでも災害現場に近いところで適切に備蓄しておく必要があります。このため物資の備蓄基地をドイツ(フランクフルト)、シンガポール、アメリカ(マイアミ)、南アフリカ(ヨハネスブルグ)の4カ所に設置しています。備蓄されている物資は、テント、スリーピングパッド、ビニールシート、毛布、ポリタンク、簡易水槽、浄水器、発電機の8品目で、これ以外の物資が必要な場合は、現地調達などを緊急に行うこともあります。特に医薬品は、デンマークにあるユニセフ調達部やオランダのIDA (International Dispensary Association) から緊急調達を行い、被災地へ輸送します。



緊急援助物資の引き渡し

### 日本の国際緊急援助体制



2009年度緊急援助実績(2009年4月～2010年3月 計14件)

発生時期	被災国	災害区分	援助区分	概算額・派遣人数
2009年4月	メキシコ合衆国	新型インフルエンザ	物資供与	約2,100万円
8月	台湾	台風	調査チーム	2人
			専門家チーム	5人
			物資供与	約4,000万円
9月	ブルキナファソ	洪水	物資供与	約1,400万円
9月	パプアニューギニア	コレラ、赤痢	物資供与	約800万円
9月	フィリピン	台風	物資供与	約2,000万円
9月	インドネシア	地震	救助チーム	65人
			医療チーム	23人
			自衛隊部隊	37人
			物資供与	約2,500万円
9月	ベトナム	台風	物資供与	約2,000万円
9月	サモア独立国	地震、津波	物資供与	約2,000万円
9月	ブータン	地震	物資供与	約1,000万円
9月	ラオス	台風、洪水	物資供与	約1,000万円
11月	エルサルバドル	集中豪雨	物資供与	約2,000万円
2010年1月	ハイチ	地震	調査チーム	3人
			医療チーム	26人
			自衛隊部隊	183人
			物資供与	約3,000万円
2月	チリ	地震	調査チーム	2人
			医療チーム	3人
			物資供与	約3,100万円
3月	フィジー	台風	物資供与	約1,000万円

事例

最も早く現地に到着し、被災地の人々を  
勇気づけた国際緊急援助隊

インドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害

2009年9月30日17時16分(現地時間)、インドネシアの西スマトラ州パダン市西南西45km付近で、マグニチュード7.6の大規模な地震が発生し、パダン市および周辺部で11万戸以上の建物が倒壊、死者1,117人、負傷者約2,900人にのぼる災害となりました。JICAは災害発生直後にインドネシア事務所から所員を現地に派遣し、被災情報の収集にあたりました。

翌10月1日11時30分、日本政府は国際緊急援助隊の派遣を決定、約11時間後の23時05分、救助チームと医療チームの計75人がチャーター便により日本を出発しました。

救助チームは、各国の国際捜索救助チームのなかで最も早く被災地に到着、国連やスイスと合同アセスメントを行うとともに、6地区で被災者の捜索活動を行いました。日本を含め21の国際チームが昼夜を問わず懸命の捜索を続けたにもかかわらず、生存者の救出には至りませんでした。その献身的な活動は被災地の人々を勇気づけました。

初めて救助チームと同時派遣された医療チームは、バリアマン市で10日間に延べ1,477人の診療にあたりました。

極めて迅速に被災地入りし、

被災国や国連とともに初期の救援調整にもかかわらず高い評価を得た国際緊急援助隊は、今後も世界の大規模災害に即応した救援活動が期待されます。



診療を受けようとする被災地の人々の列は、早朝から深夜まで途切れることはなかった

# 開発パートナーシップ

## グローバルな課題に対する取り組み、効果的な援助、開発効果のスケールアップを目指す

### 世界の援助機関と積極的に連携

JICAは、開発（事業）効果のスケールアップを意図して、他の開発援助機関とのパートナーシップを積極的に推進しています。また日本政府と協力して、OECD/DACの取り組みや国際会議などに積極的に参加し、国際社会へ「効果的な援助の在り方」などの重要な発信を行っています。

2009年度、JICAは資金協力と技術協力を併せて実施する総合的な開発援助機関として、他ドナーとのパートナーシップをより重層的に深化させ、開発現場での事業効果をスケールアップする取り組みを大幅に推進しました。

### 開発援助を取り巻く環境の変化

21世紀に入り、先進国・開発援助機関と開発途上国政府は、国際的な開発目標（ミレニアム開発目標：MDGs）を達成するため、必要な開発資金量確保に加え、より効果的な開発（援助）の在り方を追求してきました。

2000年9月の国連ミレニアムサミットで採択された「国連ミレニアム宣言」を基礎に、それまで国際会議やサミットで議論されてきたさまざまな開発目標を、ひとつの共通ゴールとして統合したMDGsは、国際社会が2015年までに達成すべき8つの開発目標を掲げています。

MDGsの達成に必要な開発資金の確保では、2002年3月にメキシコのモンテレーで開催された国連開発資金会議での合意文書（モンテレー合意）、グレンイーグルス・サミットなどにより、ドナー諸国、世界銀行、国連の大幅な援助額増が合意されました。

開発資金を効果的に活用し、開発目標の達成を追求するため、先進国、国際機関および開発途上国が参加する経済開発協力機構・開発援助委員会（OECD/DAC）では、「援助効果向上にかかるパリ宣言（パリ宣言）」も2005年3月に採択されています。

こうした国際社会の取り組みに加え、グローバル化の進展とそれに伴う地球規模の課題（気候変動など）の顕在化は、開発援助そのものの在り方や構造にも影響を与えています。また、2008年後半のリーマン・ショックを引き

金とした世界的な金融・経済危機は、新興国の開発援助における存在感を増し、開発援助に参画するプレイヤーの多様化や、これまでの援助の在り方について問題を提起する契機ともなりました。

### 国際社会に対する積極的な情報発信

このような変化に対応するため、他の開発援助機関とのパートナーシップを活用しながら、JICAは国際社会に向けた情報発信力を強化しています。

援助効果向上パリ宣言の進捗確認と今後の取り組みの議論が行われたアクラ・ハイレベル・フォーラム（2008年9月、ガーナ）では、日本/JICAは、特に、途上国政府のオーナーシップに必要な能力開発（Capacity Development: CD）の重要性について発言し、その結果はフォーラムの合意文書にも反映されました。CD支援に関しては、その後もOECD/DACの場や開発の現場で、具体的な知見を共有するように努め、主導的な役割を果たしています。

グローバル化に伴う地球規模課題への取り組みでは、2009年から特に気候変動対策に関して、国際開発金融機関の年次総会やCOP15などの機会を捉えて、JICAの研究成果や具体的事業に基づいた有用な提言を行ってきました。

例えば、2009年5月のアジア開発銀行（ADB）年次総会のサイド・イベントでは、フランス開発庁（AFD）、ドイツ復興金融公庫（KfW）と共に、気候変動対策に関する各援助機関の効果的な取り組み手法を紹介し、COP15に向けた中で、このような手法がより多くの事案で活用されるべきであると提案して、広く理解を得ました。また、JICAは、世界銀行の脆弱国支援などに関する「世界開発報告書」（2011年）の執筆に際しても、諮問委員会の主要メンバーを務めるなど、準備・分析段階から参加し、開発援助の課題について共同研究を実施しています。UNDPとは2009年11月に業務協力協定を取り交わし、アフリカや脆弱国支援など連携重点分野で具体的な事業連携を進めています。このほか、UNHCRを含む国際機関と人材交流を強化し、連携を深化させています。



## 開発の効果の最大化を目指して

2008年5月の「第4回アフリカ開発会議 (TICAD IV)」のメッセージにもあるように、開発途上国の開発ニーズは膨大で、援助ドナー国や国際援助機関は、それらに十分に答えきれていません。さらに、気候変動対策などの新しい課題への対応や、金融・経済危機後の中・長期的な経済成長のためのインフラ整備やソーシャル・セーフティ・ネットの整備など、開発ニーズはより多様化しています。これらのニーズに応えていくためには、開発援助機関が相互に連携・協力して効果・効率的に支援を行えるよう、パートナーシップを強化し、開発事業の効果のスケールアップを図ることが必要です。

JICAは、OECD/DAC加盟諸国や国連機関、国際開発金融機関などの伝統的な開発援助機関に加え、2010年から正式にDAC加盟国となった韓国や中国、タイなどの新興国の援助機関、また近年存在感を増しているイスラム開発銀行などの国際機関とも、パートナーシップを強化しています。

これまでも連携してきた世界銀行やADB、AFDなどの機関とは、グローバルな開発課題や、地域別・国別の援助の在り方などに関する包括的な協議を実施しています。

この結果、現場での具体的案件について協力体制が強まるとともに、国や分野の共同分析レベルの連携や戦略の共有も進展しています。例えば、インドネシアでは、JICAは同政府の気候変動対策の政策枠組づくりをAFDと共に支援、2009年度には4億ドル相当のプログラム・ローンを提供、同時にAFDも協調融資として3億ドルを提供して援助のインパクト拡大を実現しました。

また、韓国などの援助機関やイスラム開発銀行とは、相互の援助重点分野やアプローチ、事業実施の方法などにわたって情報交換を進めるとともに、具体的案件での協力の可能性も協議しています。



第15回気候変動枠組条約締約国会議(COP15)サイドイベント会場。多くの政府関係者や国際機関、開発援助ドナーなどが参加するなか、JICAの取り組みについて発信した

## アジアの新興国と共に力を合わせて

2009年12月、JICAは韓国輸出入銀行・対外経済協力基金(The Economic Development Cooperation Fund of the Export-Import Bank of Korea 略称:韓国輸銀EDCF)と定期協議(4回目)を実施。両機関の戦略・業務一般の情報共有に加え、気候変動対策やアフリカ向け支援など、両機関が重点分野として位置付けている課題について取り組み状況・方針を紹介し合い、今後の具体的な連携の可能性を探った。

1996年にOECDに加盟した韓国は、先進国の一員としての責任を果たすべく、ODAの拡大を目指している。韓国輸銀EDCFは、韓国のODAのうち二国間の有償資金協力を実施する機関で、

1987年に韓国輸出入銀行内に設立された。設立以来、韓国輸銀EDCFは、アジアに対して大きな援助成果をあげてきた日本をモデルとして組織づくりを進めてきている。

JICAは、従来より韓国の援助実施機関とはパートナーシップの強化に努めており、KOICA(韓国国際協力機構)と共に、韓国輸銀EDCFに対してさまざまな機会を通じて業務の知見を共有してきた。2006年10月には、包括的かつ戦略的な協調・連携関係の構築を目的に韓国輸銀EDCFと業務協力協定を締結し、以降、定期的な協議を重ねている。

これまでも多面的にJICAは、主に韓

国輸銀EDCFの組織能力強化のための支援に力を注いできた。しかし、2010年から韓国がDAC加盟国として本格的にODA業務を拡大していくことを踏まえ、互いの援助重点方針を理解し合い、現場での具体的な連携を進めていくことが重要と認識している。

韓国はもとより、中進国が台頭するアジア地域では、中国やタイ、マレーシアのように、他の開発途上国に支援を行う動きが活発になっている。開発効果のスケールアップに向け、JICAは、これらの「援助する力をつけつつある国々」ともパートナーシップを構築・深化させていく。

# 情報公開

JICAでは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年12月5日法律第140号)第二十二条に基づき、以下の案内をはじめホームページなどで情報公開を行っています。

## 組織に関する情報

規程法令集、組織・事業概要、組織図、役員の報酬・退職手当の支給基準、職員の給与及び退職手当の支給基準等

## 業務に関する情報

事業計画書、業務報告書、事業実績表、年次報告書等

## 財務に関する情報

財務諸表(貸借対照表、損益計算書を含む)、決算報告書、監査報告書等

## 組織・業務・財務についての評価・監査に関する情報

業績評価資料、行政評価及び監視報告書、監事意見書、会計検査報告書等

## 調達・契約に関する情報

随意契約に関する情報、入札状況一覧等

## 関連法人に関する情報

資金供給業務としての出資先、関連公益法人の状況等  
年次報告書(和文・英文)

## もっと詳しく調べる

国際協力機構 ホームページから詳細がご覧いただけます。

## 情報公開について

国際協力機構トップページ>情報公開

URL:<http://www.jica.go.jp/disc/index.html>

## 個人情報保護制度について

国際協力機構トップページ>JICAについて>概要>個人情報保護制度

URL: <http://www.jica.go.jp/personal/index.html>

## 開示情報の件数(単位:件)

請求区分	(参考)					計	
	2009年度	2008年度	2007年度	2006年度	2005年度		
郵送	8	27	26	31	11	103	
受付窓口	本部	24	46	25	59	43	197
	国内機関	0	0	0	0	6	6
他の機関からの移送	0	0	0	0	0	0	
合計	32	73	51	90	60	306	

## 開示決定等の件数(単位:件)

( ) 内の数字はJBIC承継分

処分区分	(参考)					計		
	2009年度	2008年度	2007年度	2006年度	2005年度			
処理済	全部開示	5	11	16	19	5	56	
	開示決定等の措置済	部分開示	24	54	30	68	27	203
		不開示	2	6(2)	4	5	17	34(2)
	取下げ	1	0	1	1	8	11	
他機関に全部移送	0	0	0	0	0	0		
合計	32	71	51	93	57	304(2)		
JBIC承継分を含む合計		73						

注:1.この表は、受け付けた開示請求1件毎のまたは他の機関から移送された事案1件毎の処理状況を分類したものです。

2.「他機関に全部移送」とは、受け付けた開示請求事案を法第12条もしくは第13条に基づき他の機関にすべて移送したことで処理済としたものを示しています。1事案を分割して複数の行政機関に移送している場合も1件としてカウントしています。また、受け付けた開示請求事案の一部を他の行政機関に移送したものは、「他機関に全部移送」にはカウントせず、移送しなかった部分を1件として、「開示決定等の措置済」、「取下げ」又は「処理中」のいずれかに計上しています。

3.「取下げ」は、開示請求を一旦受け付けた後に、開示請求者から開示請求を取り下げる旨の申し出があり、その結果開示決定等を行わずに処理済となったものを指します。なお、受付段階において情報提供を行ったことにより開示請求者が開示請求を取りやめたものなど、受付がなされていないものは対象としていません。

4.2008年10月1日、国際協力銀行の組織分離・統合に伴い、1件(処分区分:不開示)を、株式会社日本政策金融公庫と連名にて処分を行いました。同1件は、上記の表には含まれません。

# コンプライアンス

JICAは、法令、内部規程などに則った適切な業務運営が確保されるよう努めてきました。行政改革やODA改革などの環境の変化も踏まえ、JICAの社会的責任と国民や国際社会からの期待を再認識し、社会的・国際的要請や広く社会的規範をも対象に、不断に自省・自律するコンプライアンス態勢の構築を目指しています。今後もこれまで以上に業務運営の透明性・公正性を確保する努力を続けていきます。

コンプライアンスは、組織として取り組むべき経営の最重要課題のひとつと位置づけられます。JICAは、次の行動理念をコンプライアンス・ポリシーとして遵守・実践し、社会的・国際的に求められるJICAの役割を果たすために積極的に取り組んでいます。

具体的には、独立行政法人通則法に基づいて、監事が行う業務監査や会計監査人による監査に加え、理事長直属の内部監査担当部門として、他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所などの業務全般を定期的に監査し、JICAの業務が適正かつ効率的に行われるよう努めています。

また、法令、規程違反などを未然に防止し、適切に対処するための報告制度と内部通報制度を設けるとともに、コンプライアンスに関する諸事項を審議・検討するため、副理事長を委員長としたコンプライアンス委員会（全役員および関係部長からなる）を設置しています。これらを通じ、コンプライアンス・ポリシーを遵守・実現する体制を整え、JICAの業務運営の公正性の確保を図っています。

さらに、全役職員にJICAのコンプライアンス・ポリシー、遵守すべき法令、ルール、社会的要請などを整理・体系化したコンプライアンスマニュアルを配布して活用しています。そのうえで、コンプライアンス委員会で決定したコンプライアンス・プログラムに基づき、役職員を対象に研修を行うなど、各種の取り組みを通じて、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の醸成に努めています。

## コンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容および財務基盤の両面にわたり、経営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境および社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。



# 新環境社会配慮ガイドライン

## 新環境社会配慮ガイドラインの施行

2010年7月1日、新環境社会配慮ガイドライン（以下新ガイドライン）、および新異議申立手続要綱が施行され、JICAの環境社会配慮業務の統一化および強化が図られることになりました。新ガイドラインの検討は、透明性の確保という旧JICA・JBIC両ガイドラインの規定を踏まえ、2008年2月に学識経験者、NGO、産業界、日本政府関係者から成る有識者委員会を設置して開始され、以後、2010年3月まで、計33回にわたる有識者委員会での議論、およびパブリック・コメントなどを踏まえて策定作業が進められました。有識者委員会などにおける議論の内容および関連資料などについては、JICAのホームページ (<http://www.jica.go.jp/environment/index.html>) にて公開されています。

開発プロジェクトの実施に際しては、大気、水、土壌への影響、生態系などの自然への影響、非自発的住民移転、先住民族の人権など、さまざまな環境社会面への望ましくない影響が想定されます。持続可能な開発を実現するためには、これら環境社会面への影響を開発プロセスに内部化することが不可欠です。その内部化に向けた取り組みが「環境社会配慮」であり、当該配慮に必要なJICAの責務と手続、相手国に求める要件を示しているのが「環境社会配慮ガイドライン」です。

また、異議申立手続要綱では、同ガイドラインの不遵守による被害（またはその可能性）に関し、当該国の住民によるJICAへの異議の申し立て方法、理事長直属の異議申立審査役による調査など、紛争の解決に向けた関係者の対応を促すための一連の手続を示しています。

新ガイドラインおよび新異議申立手続要綱は、2010年7月1日以降に要請を受けたプロジェクトから適用されます。適用対象となる協力事業は、a.有償資金協力、b.無償資金協力（除く国際機関経由）、c.外務省が自ら行う無償資金協力の事前の調査、d.開発計画調査型技術協力、e.技術協力プロジェクト、およびこれらの協力準備調査です。

新ガイドラインの主な特色は以下の通りです。

### ①有償資金協力、無償資金協力、技術協用に共通の手続きを設定

スキーム別に異なっていた従来のガイドラインの手続きを、1つのガイドラインの下に共通化しました。これにより、3つの援助手法を一体的に活用するというJICAの業務に対応したガイドラインが策定されました。

### ②環境社会配慮要件の強化

確認すべき環境社会配慮要件が強化されました。例えば、住民移転が生じる場合は、可能な限り再取得費用に基づき補償額を算定する必要があります。また、先住民族に影響を及ぼす場合は、「十分な情報が提供されたうえでの自由で事前の協議」を踏まえた合意形成が求められます。これらにより、環境社会配慮要件は、世界銀行の“セーフガード政策”との整合性が高まりました。

### ③環境社会配慮助言委員会の関与拡大

外部専門家からなる環境社会配慮助言委員会(旧「環境社会配慮審査会」を改称)の関与も拡大します。主にカテゴリA案件について、協力準備段階だけでなく、環境レビュー段階(審査段階)、モニタリング段階(実施段階)でも、JICAからの報告に対して、必要に応じ助言を行うこととなります。

### ④情報公開の拡充

情報公開対象として、環境許認可証明書、住民移転計画、先住民族計画、およびモニタリング結果が新たに加わりました。具体的には、協力準備調査の実施決定前(同調査を行わない場合は要請受領後)にカテゴリ分類結果を公開します。その後、カテゴリA案件(重大な影響の可能性のある案件)は、環境レビュー前に、a.協力準備調査最終報告書、b.環境アセスメント報告書(合意文書締結120日前)および環境許認可証明書、c.住民移転計画、先住民族計画(作成が必要な場合)を公開します。さらに、合意文書締結後に環境レビュー結果を、モニタリング段階でモニタリング結果(相手国の了解を前提)を公開します。

今般、新ガイドラインおよび異議申立手続が新JICAの業務フローに対応し、情報公開の拡充なども図られたことで、JICAの環境社会配慮業務に対する透明性と説明責任がより一層高まりました。

JICAとしては、今般の新ガイドラインおよび異議申立手続要綱の施行を踏まえ、今後も環境社会配慮のさらなる拡充に向けて継続的に取り組んでいく次第です。



インドにおける住民協議の様子

### 環境社会配慮確認の手続き

環境社会配慮確認は、プロジェクト実施に関する意思決定の重要なプロセスです。新ガイドラインでは、環境社会配慮確認の手続きとして、プロジェクトを影響の度合いに応じてカテゴリ分類する「スクリーニング」、プロジェクトの環境社会配慮について確認を行う「環境レビュー」、意思決定後の「モニタリング」の3つを実施することにしています。

具体的には、スクリーニングでは相手国などから提供されるスクリーニングフォームに基づき、プロジェクトを環境への影響度に応じて4つのカテゴリに分類します。またその結果はウェブサイトで公開しています。相手国などが準備した環境社会配慮文書に不足がある場合は、必要に応じて、JICAが協力準備調査を実施し相手国などの環境社会配慮手続きを支援することもあります。

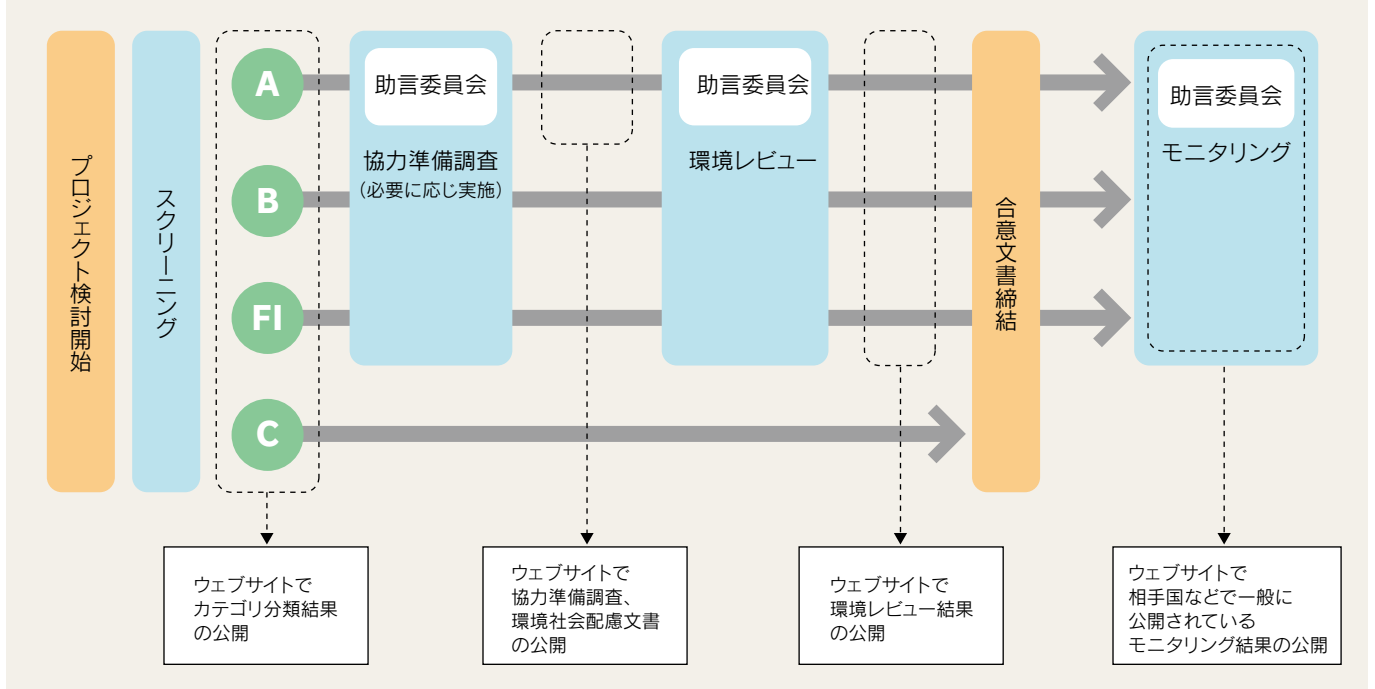
次に分類したカテゴリ分類に応じて環境レビューを実施します。例えば、カテゴリAのプロジェクトは、借入国などから提供される環境アセスメント報告書等をもとに、現地実査を含む環境レビューを行います。環境レビュー結果は、「事業事前評価表」として、合意文書締結後にウェブサイトで公開します。

なお、新ガイドラインでは、モニタリング結果についても、相手国などで一般に公開されている範囲でJICAが公開します。また、外部専門家からなる環境社会配慮助言委員会が、主にカテゴリA案件の協力準備調査、環境レビュー、モニタリングの各段階において、JICAへの助言を行うこととなります。

### カテゴリ分類

カテゴリA	環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト。原則として下記のプロジェクトが含まれる。 ①影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト ②影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト ③影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクト
カテゴリB	環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAに比して小さいと考えられるプロジェクト
カテゴリC	環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられるプロジェクト
カテゴリFI	JICAの融資などが、金融仲介者などに対して行われ、JICAの融資承諾(あるいはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できないプロジェクト

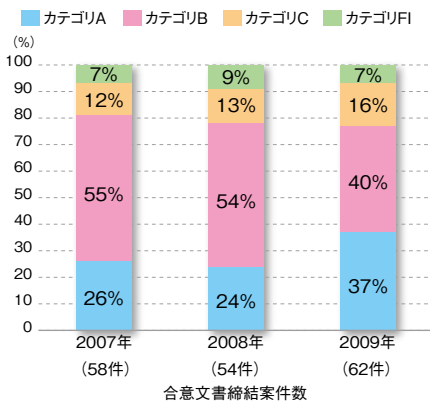
環境社会配慮手続きフローチャート



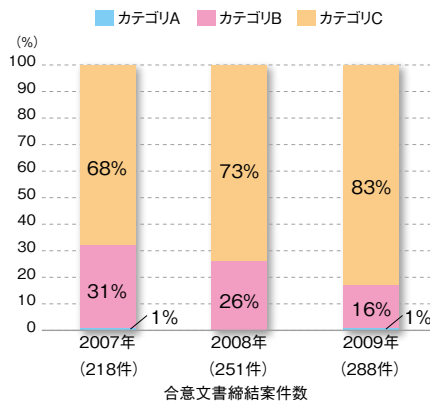


### JICA事業のカテゴリ分類割合の推移

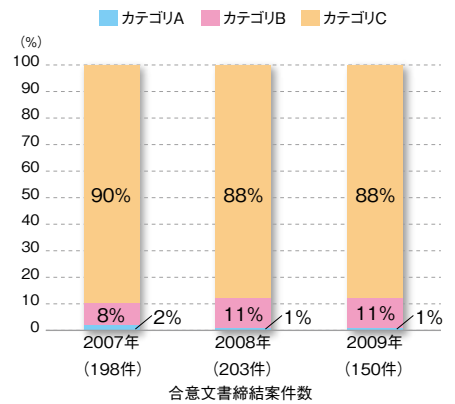
有償資金協力



無償資金協力



技術協力 (技術協力および開発計画調査型技術協力)



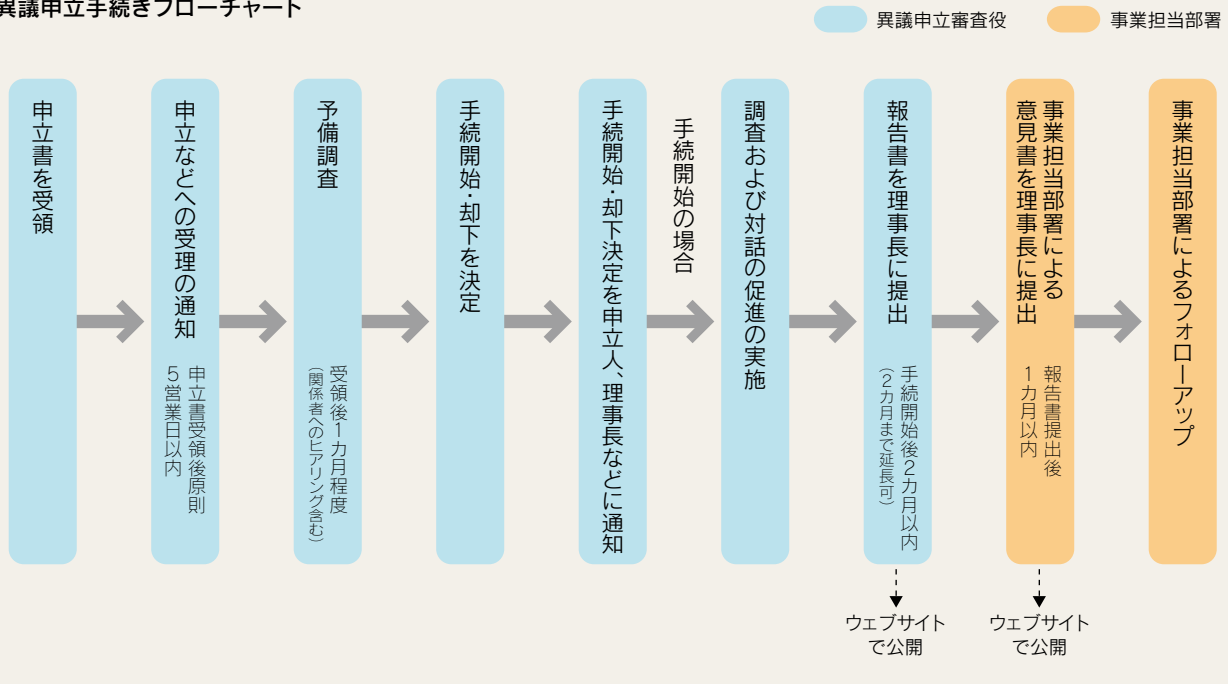
### 異議申立手続の設置

新ガイドラインの遵守を確保するため、旧JICA、JBICの異議申立手続要綱も統合されました。異議申立手続の目的は、①環境ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること、②環境ガイドラインの不遵守を理由に生じたJICAのプロジェクトに関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者の合意に基づき当事者間の対話を促進すること、にあります。独立した理事長直属の「異議

申立審査役」を2名設置しており、具体的な手続きは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱(2010年4月)」に定められています。その内容は下記チャートに示すとおりです。

審査役は異議申立のほか、広報活動、情報公開などに努めており、その活動実績は毎年、「異議申立審査役年次活動報告書」としてまとめられ、公表されています。なお、2009年度に異議申立の受領はありませんでした。

異議申立手続きフローチャート



# リスク管理

一般金融機関が業務を行うに当たっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。JICAは開発援助機関として有償資金協力業務を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、一般金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、JICAの有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保および適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。

JICAの業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクの把握、分析および管理の状況については以下に示します。

## 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能または困難になり、損失を被るリスクです。融資を中心とする有償資金協力業務では本質的なものです。有償資金協力業務が行っている海外経済協力のための金融はその性格上、外国政府・政府機関向けのものが大半を占めることから、与信に伴う信用リスクとしてソブリンリスク（外国政府等与信に伴うリスク）の占める割合が大きいことが特徴となっています。

JICAでは公的機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、ならびに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソブリンリスクを評価しています。

### ①信用格付

当機構では、信用格付を制度化しており、原則としてすべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。信用格付は当機構のリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを行っています。

### ②資産自己査定

一般に日本の民間金融機関では金融庁の金融検査マニュアルに沿って資産自己査定を行うこととしていますが、当機構有償資金協力勘定においても金融検査マニュアルを参照し、当機構の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう、監査法人と協議しながら資産自己査定を行っています。資産自己査定に当たっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定、および監査部門による監査という体制を取っています。資産自己査定の結果については、当機構における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するに留まらずJICAの財務内容の透明性向上のための

資産内容の開示にも積極的に利用しています。

### ③信用リスク計量化

当機構有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化にも取り組んでいます。信用リスクの計量化に当たっては、長期の貸出や、ソブリンリスクを伴った融資が大半という、民間金融機関には例を見ないJICAのローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組みなどによる債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク計量化パラメータを適用のうえ、信用リスク量の計測を行っています。

## 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、有償資金協力業務においては貸付期間が最長で40年に及ぶという融資の長期性に伴う金利リスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることにより金利リスク吸収力を高めています。

なお、有償資金協力勘定において外貨貸付金残高はなく、為替変動リスクは存在しません。

## 流動性リスク

流動性リスクとは、信用力の低下による資金調達力の低下、資産・負債の期間の不一致による資金ギャップの発生により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

JICAは財政投融资資金借入、財投機関債等の多様な資金調達手段を確保することに加え、資金繰りの管理を十分に行うことによって流動性リスク回避に万全を期しています。

## オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいてはオペレーショナルリスクは事務にかかわること、システムにかかわること、内外の不正などにより発生するものとしています。なお、オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

# 海外での安全管理

開発途上国の多くは貧困問題を抱え、そこから多くの一般犯罪が発生しています。また、政情が不安定でクーデターの可能性がある国や、長年、国の一部で内戦が続いている場合もあります。

内戦終結後も、政情が安定せず、治安上の問題の多い国で平和構築のために活動することが求められるケースがあります。さらに世界各地にはテロの危険性も現存しています。また、日本とは異なる交通習慣のなか、未整備な交通インフラや未熟な現地運転者による交通事故のリスクが高い国も多くあります。

JICAは、こうした状況下で活動を続ける関係者が、安全に生活し仕事ができるよう、安全対策と危機管理に力を入れています。

## 研修やセミナーの実施

JICAは、出発前の専門家やボランティア、随伴家族を含めた関係者に対し、安全対策に関する研修を実施しています。研修では、地域ごとの犯罪の特徴、住居の選び方、現地の人との接し方、貴重品の保管方法、ホールドアップやカージャック、銃器犯罪などに関し、防犯と有事の対応の観点から具体的・実践的な指導・助言を行います。

また、任地に到着した時点で、JICA在外事務所より、最新の現地治安状況や防犯対策について国別の事情に特化したオリエンテーションを行っています。加えて、JICA在外事務所が中心になって、活動中の全JICA関係者による安全対策連絡協議会も年1回の頻度で開催しています。この協議会では、JICAからの現地安全情報の提供、関係者間の体験や情報の共有がなされ、同じ環境のもとに暮らし、仕事をする関係者同士が、日々工夫している安全対策の具体的なノウハウを交換して安全に対する意識も高めています。

## 専門的な安全対策クラークの配置

JICAは、現地での安全対策を強化するため、その国の治安や安全対策に詳しい専門人材を「安全対策クラーク」として活用しています。安全対策クラークは、日々の治安情報の収集とJICA関係者への発信、住居防犯から交通事故対策まで、広範囲の仕事を24時間体制で対応しています。現地の犯罪傾向を熟知した安全対策クラークは、過去の日本人の犯罪被害の具体例も踏まえて、適切な安全指導を行っています。

また、JICA在外事務所のない国でも、現地の情報を収集するための人材を配置している場合があります。

## 緊急連絡網の構築

JICAは、各国で全関係者を網羅した緊急時の連絡体制を構築しています。連絡手段は、固定電話、地上波携帯電話、衛星携帯電話や無線があり、有事の際の迅速な情報伝達・安否確認などを想定して連絡体制を整備することを、安全対策の重要な柱にしています。

## 安全対策のための調査団派遣

JICAは、安全上特に懸念がある国に対しては、JICA本部や現地事務所から安全確認調査団を派遣して現地の安全状況を確認しています。この現地調査の結果に基づき、国別の細かな安全対策措置を講じています。例え

ば、一つの国に対しても州ごとの治安状況を分析して、JICA関係者の活動範囲を決定し、援助ニーズに応える方法を工夫しています。

一般犯罪の多発している国へは、住居防犯、銃器犯罪対策などの指導のため、本部から巡回指導調査団を派遣して、関係者への直接的な安全指導を行っています。

交通安全対策については、各種の指導マニュアルを作成してJICA関係者に配付するとともに、各国の交通事故発生状況を定期的に周知し、安全意識の涵養に努めています。また、現地からの要望などに応じて、交通安全指導のための調査団も派遣しています。

## 防犯設備設置や警備員備上経費の負担

専門家やボランティアなどの住居の防犯設備の設置や警備員の備上、アラーム警備体制に関しては、JICAが経費を負担しています。例えば、防犯設備では、塀のかさ上げ、ドアや窓枠の補強、鉄格子の設置、鍵の補強などの工事を必要に応じて実施しています。

## 24時間危機管理体制の実施

JICA本部は、通常の業務時間外となる平日の夜間や休日も、海外からの緊急連絡を確実に受け付け、対応できるよう待機体制を整え、365日24時間の緊急連絡体制を取っています。

## テロ対策

最近の懸念は、テロの可能性のある国・地域が増加してきていることです。近年の特徴は、国際テロ組織が起こす大規模な事件が増えていることです。これまで、中東・南アジア・アフリカなどで欧米権益などを狙ったテロが発生してきましたが、今後は日本人をターゲットにテロが起きる可能性も否定できません。リスクの高い地域で勤務するJICA関係者には、テロに巻き込まれないための具体的な注意事項を赴任前研修や到着後のオリエンテーションなどの機会にブリーフィングするなど、関係者の意識を高めてリスクを回避する努力を行っています。

## 復興支援地域などにおける安全対策

アフガニスタン、イラク、コンゴ民主共和国東部、シエラレオネ、スーダン南部、パキスタンなどの紛争終結国、紛争が継続している地域でも、多くのJICA関係者が活動しています。JICAは、そうした地域で活動する他の援助機関や国連機関の対応を参考に、流動的な政情や治安状況を日々監視しつつ、行動地域の安全状況を精査し、無線や防弾車両などの必要な安全対策措置を施して事業を行っています。今後、JICAが平和構築分野や復興支援業務を増やしていくうえで、こうした安全対策のさらなる整備が不可欠です。

また、そうした活動では、誘拐、政変や暴動、テロなど予想不可能な事態もありえることから、潜在的な危機にいかに対処するかといった現場のノウハウが重要となります。そのため2003年から、国連高等難民弁務官事務所 (UNHCR) e-Centre (イーセンター) との連携により、国内・海外で「安全管理研修」(Security Risk Management Training)を実施しています。



# 業績評価制度

JICAは、独立行政法人として、業務の質および効率性の向上を図るとともに、透明性を確保しつつ公共性の高い業務を確実に実施することが求められています。

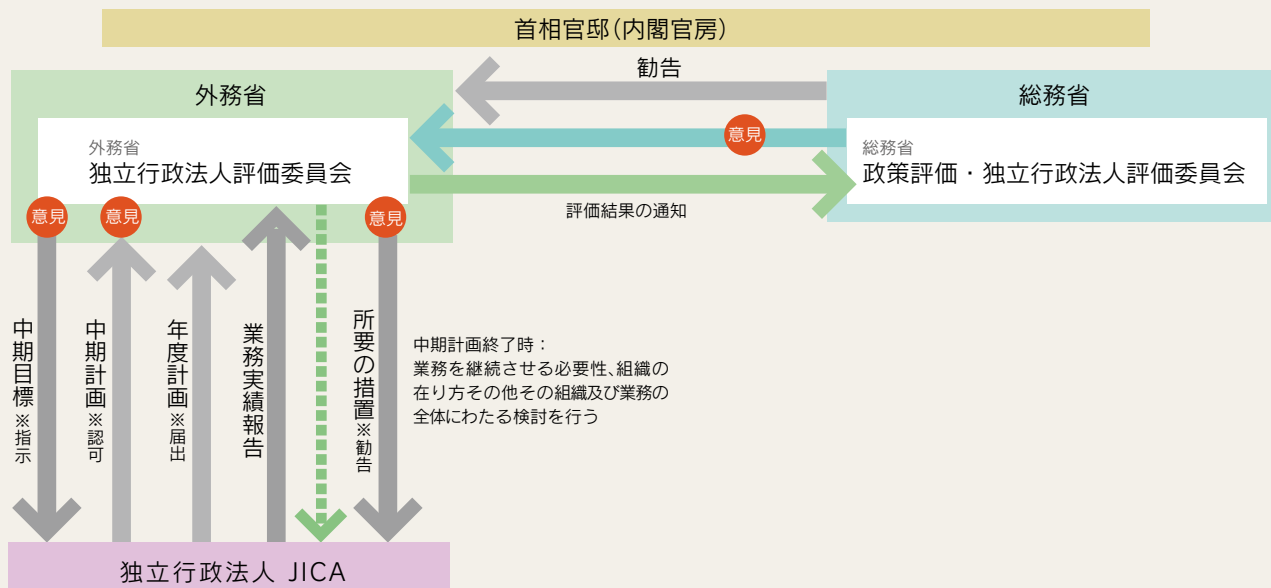
そのための仕組みとして、中期的な目標管理と第三者による事後評価の制度が「独立行政法人通則法」に定められています。外務大臣が定める3～5年の中期目標のもと、JICAは中期計画と年度計画を作成し、各事業年度で中期目標期間中の業務実績、自己評価結果を取りまとめ、外務省「独立行政法人評価委員会」に報告することとなっています。報告を受けた外務省「独立行政法人評価委員会」は、JICAの業務実績を評価し、評価結果は外務省のホームページ上に公開されることになっています。さらに、総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」は、外務省「独立行政法人評価委員会」を含む各府省の「独立行政法人評価委員会」が行った法人の評価結果について横断的観点から二次的な評価を行うとともに、中期目標期間の終了時には、法人の業務を継続させる必要性、組織、業務全般の見直しを検討し、主務大臣（JICAの場合は外務大臣）に対して勧告ができるとされています。

JICAでは、中期計画・年度計画の達成に向けて業務を実施し、半期ごとにその進捗状況をモニタリングしています。モニタリング結果は、外務省「独立行政法人評価委員会」と総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」による評価結果・勧告などとともに、業務に適切に反映することにより、不断の業務改善に取り組んでいます。

また、JICA内部に「業績評価委員会」を設置し、外部有識者の参画も得て、業務実績に関する検討と審議を行い、業務の質の向上、効率化を図っています。

現行の中期計画（2007～11年度）は、2008年10月の旧国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務（円借款など）の統合をふまえ、統合効果を最大限に発揮する組織・業務体制の定着、援助事業のプログラム化推進による技術協力・有償資金協力・無償資金協力の相乗効果の発揮、人間の安全保障の視点も重視した事業の質および効果向上、業務・経費の効率化などを目標として掲げています。

独法 JICA の業務運営と業績評価の仕組み



# 事業評価システム

JICAは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助スキームに共通して、PDCA (Plan, Do, Check, Action) サイクルを活用した事業評価を行っています。援助スキームの特性、支援の期間、効果発現のタイミングなども反映しながら、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックまで、一貫した枠組みによる評価を行っています。PDCAサイクルの各段階で評価を行うことにより、プロジェクトの開発成果の向上に努めています。

## JICAの事業評価システム

### 1. プロジェクトのPDCAサイクルに沿った一貫した評価 (図1参照)

### 2. 3つの援助スキームで整合性のある手法・視点による評価

JICAでは、援助スキームの特性を考慮しながら、基本的な枠組みを共通にすることで、一貫した考え方による評価の実施と評価結果の活用を目指しています。PDCAサイクルに沿った、プロジェクトの各段階の評価、OECD-DACによる国際的なODA評価の視点である「DAC評価5項目」(図2参照)による評価、レーティング制度などの開発により、統一感のある評価結果の公表などを実施しています。

### 3. プログラム・レベルの評価による横断的・総合的な評価

特定のテーマや開発目標を切り口として、JICAの協力を総合的に評価・分析することにより、共通する提言・教訓の抽出を行っています。これまでは開発課題や地域、援助手法などを切り口とした「テーマ別評価」を実施し

てきましたが、今後は、開発途上国の中長期的な開発目標への戦略的な枠組みとして取り組んでいる「協力プログラム」を対象に、評価手法を検討していきます。

### 4. 客観性と透明性を確保した評価

事業実施の効果を客観的な視点で検証することが求められる事後評価には、すでに外部評価が取り入れられています。今後も評価の客観性、透明性の向上に努めます。JICAは外部者の視点が事業評価に反映される仕組みを構築しています。外部有識者で構成される事業評価外部有識者委員会からは、評価の方針や実施のほか、評価体制や手法などに関する助言を得ています。

### 5. 評価結果の活用を重視する評価

プロジェクトの各段階の評価結果がPDCAサイクルの「Action」に繋がるようにフィードバック体制を強化しています。フィードバックは対象プロジェクトの改善に関する提言、実施中のプロジェクト、将来の類似プロジェクトに対する教訓に活かされます。さらに、相手国政府への評価結果のフィードバックや評価自体の合同実施により、評価結果が相手国政府のプロジェクト、プログラム、開発政策などの上位政策に反映されるよう努めています。

図2 DAC評価5項目による評価の視点

#### 妥当性(relevance)

プロジェクトの目標は、受益者のニーズと合致しているか、問題や課題の解決策としてプロジェクトのアプローチは適切か、相手国の政策や日本の援助政策との整合性はあるかなどの正当性や必要性を問う。

#### 有効性(effectiveness)

プロジェクトの実施によって、プロジェクトの目標が達成され、受益者や対象社会に便益がもたらされているかなどを問う。

#### 効率性(efficiency)

主にプロジェクトのコストと効果の関係に着目し、投入した資源が効果的に活用されているかなどを問う。

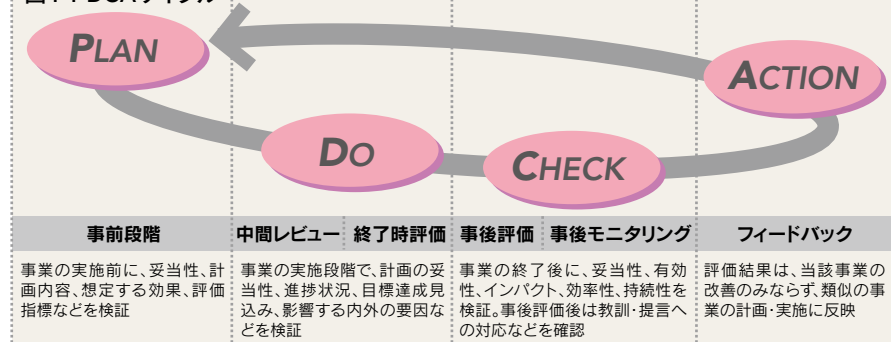
#### インパクト(impact)

プロジェクトの実施によってもたらされる、正・負の変化を問う。直接・間接の効果、予期した・しなかった効果を含む。

#### 持続性(sustainability)

プロジェクトで生まれた効果が、協力終了後も持続しているかを問う。

図1 PDCAサイクル



# 広報活動

JICAは、本部をはじめ17の国内機関と60カ所を超える在外事務所などの拠点を通じ、国内外の方々へ幅広く積極的な広報活動を行っています。

## (1) 広報戦略

国際協力に対する理解と参画を一層促すため、JICAは、①積極的な情報の発信、②国際協力の重要性と実施事業への理解の訴求、③JICA役職員・関係者の広報意識のさらなる醸成、の3つの柱を基本方針に据えて広報活動を展開しています。

一般の方々向けには「イシュー広報」を強化しています。「イシュー広報」とは、国際社会が抱える課題とその解決のために何が行われているかを伝えることです。開発途上国をとりまく課題の解決にどんな意味があるのか、解決に向けてどんな取り組みがなされていて、どのような成果を上げているのか、具体的事実を中心に発信しています。わかりやすく伝えるために、ヒューマンストーリーを積極的に絡めながら、ホームページや広報誌等各種媒体でJICAの活動を紹介しています。

報道メディア向けにはタイムリーなプレスリリース発信や、話題のテーマを取り上げた記者勉強会を実施しています。各国の報道メディア向けに、国内外の拠点が中心となって協力事業の現場を実際に見ていただくための場も提供しています。また、アカデミズム、政治・経済界などのオピニオン・リーダー層に対しても、日本社会が直面する課題と国際協力の必要性への理解醸成を図っています。

ホームページや英文広報誌などを活用して、海外への情報発信も強化しています。2009年度は「Focus on」で



記者勉強会

の定期的な特集記事の掲載や、ニュース等の迅速な掲載・更新などで英文ウェブサイトを中心に充実させたほか、フランス語のウェブサイトをリニューアルしました(2010年7月オープン)。

## (2) 国内機関・在外事務所の広報の取り組み

**JICA地球ひろば** <http://www.jica.go.jp/hiroba/index.html>

「JICA地球ひろば」は、開発途上国を中心に世界が抱えるさまざまな問題についてわかりやすく学んでいただくことを目的に設立された、市民参加による国際協力の拠点です。現在、東京・広尾と愛知県名古屋市の2カ所にあり、見て・聞いて・触って体感できる企画展示が好評です。また、国際協力に関わる市民団体の情報発信や交流、研修の拠点としても利用されています。

(P.148「市民参加協力」もご参照ください)



研修員と市民が絵本の読み聞かせて交流(JICA中部・なごや地球ひろば)

## 広報グランプリ

「広報グランプリ」(広報室主催)を設け、組織を挙げてJICA関係者の広報意識の強化と積極的な広報活動の実践を奨励しています。2009年度のグランプリは、イシュー広報と地域に根ざした広報の取り組みが高い評価を受け、JICA東北が受賞しました。



**JICA東北(グランプリ)の  
月刊広報誌  
「JICA Plaza News Tohoku」**

最新の国際協力の課題やデータ類のほか、国際協力の分野で活躍する地域出身者の話題も盛り込んでいる





**チュニジア事務所(在外機関賞)の広報戦略**

アラビア語メディア向けPRオフィサーを設置し、英仏に加えアラビア語の広報の実施により、メディア広報実績が大幅に増加した



▲クロスロード(JICAボランティア月刊誌)



▲JICA PROFILE

その他、各種刊行物がございます。詳しくはJICAホームページをご参照ください。

**(3) 各種刊行物**

月刊広報誌「JICA's World」のほか、JICAによる国際協力事業をより深く知っていただけるよう、数多くのパンフレット、リーフレットなどを作成、配布しています。



◀JICA's World

▲JICA's World(英語版)

**(4) ホームページ <http://www.jica.go.jp/>**

ホームページでは、JICAの活動の詳細や、JICAと関係のある国々について、詳しく知ることができます。プレスリリース、トピックスなど国際協力に関する最新の話題、年次報告書に掲載されていない事業実績データや更新情報が閲覧できます。また、開発途上国や協力現場の写真の閲覧・貸出受付も行っています。



**身近な国際協力を目指して——新しい広報活動の取り組み**

一人でも多くの方に国際協力への意識を高めてもらえるよう、JICAは新しい広報活動にも取り組んでいます。

2010年7月にスタートした「**なんとかしなきゃ! プロジェクト**」(<http://nantokashinakya.jp/>) は国際協力の必要性を社会全体で共有し、個人がそれぞれのできるかたちで国際協力に参加するきっかけとなることを目指したプロジェクトです。ウェブサイトを中心に国際協力に関する情報を発信するほか、音楽コンサートなどをからめたイベントを開催しています。また、各界の著

名人や有識者にメンバーとしてプロジェクトに参画いただき、ブログやイベント参加、ネットTVなどさまざまな形でメッセージを発信していただきます(P.134もご参照ください)。

日本と開発途上国の相互の関係がいかに深いのか、具体的に・定量的に分析するために、2009年3月から9月にかけて「**日本・途上国相互依存度調査**」(<http://www.jica.go.jp/world/interdependence/index.html>) を行いました。報告書はウェブでも公開しています。小中学生向けにはこの調査

をもとにアニメーションムービーを制作し、学校の授業などでも活用されています(P.6もご参照ください)。



# ISOへの取り組み

JICAは、世界の一員として、持続的発展との調和を図りながら、人類すべての生命を取り巻く地球環境の保全へ向けて最善を尽くすため、環境問題への取り組みを積極的に進めています。2004年4月1日に「環境方針」を公表し、環境マネジメントシステムの本格運用を開始しました。2005年度には国内全機関でISO14001を認証取得しています。

## 環境マネジメントのISO14001

ISO14001は、環境問題がきわめて大きな関心を集めていることを背景に、「環境マネジメントシステム」の構築・運用についてISO (International Organization for Standardization=国際標準化機構) が定めた国際規格です。組織活動によって生じる環境負荷を予防・低減し、環境によりよい影響を与える取り組みを、PDCAサイクル (Plan→Do→Check→Act) で継続的に改善していくことが求められます。

## 環境への取り組み

JICAは、「JICA環境方針」に基づき、環境配慮を進めています。

## 「JICA環境方針」の基本方針

私たちは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進ならびにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

## 国際協力を通じた環境対策の推進

ODAの実施機関として、わが国の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

- ▶ 開発途上地域における環境保全に貢献する国際協力の推進
- ・ 気候変動に係わる取り組み (詳細はP.115 参照)

- ▶ 環境社会配慮ガイドラインの遵守による、開発事業等が引き起こす可能性のある環境影響の緩和

## 環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

- ▶ JICAの環境への取り組みの紹介などを通じた啓発・教育活動の展開
- ▶ 環境問題についての継続的な調査・研究の実施および提言
- ▶ セミナー開催、オリエンテーションの実施などによる、JICA役職員、JICA業務に従事する関係者に対する継続的な研修・訓練の実施

## オフィス、所有施設での環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

- ▶ 廃棄物の削減、省資源・省エネルギー・資源リサイクル活動の推進
- ▶ グリーン購入法などに基づく環境配慮物品の調達促進

## 環境法規制などの遵守

JICAが適用を受ける環境法規制等を遵守します。

その他の取り組みなど、詳細は

<http://www.jica.go.jp/environment/index.html>

をご覧ください。